

退職した方がいたら（一括徴収の場合）.....

- 1 退職した方の退職後の特別徴収税額を、退職時の給与や退職金等から引き去りし、まとめて納入することを一括徴収といいます。
- 2 6月から12月までに退職した場合は、本人の申し出により一括徴収することができます。
- 3 1月から4月までに退職した場合は、本人の申し出に関わらず一括徴収することが地方税法上義務付けられています。

記載例

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※異動の事由が発生した翌月10日まで必ず提出してください。

	申告支援	基	幹		
年度		/		/	/
年度		/		/	/

令和 9 年 3 月 2 日	大仙市長 あて	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	郵便番号	大仙市大曲花園町1番1号	特別徴収義務者 指 定 番 号	7012345678																
			名 称 (氏名)	株式会社 大仙産業 取締役社長 大仙 一二		受 給 者 番 号	0001																
			個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	連絡者の 係、氏名 及び電話 番号	係	総務係	氏名	大仙 一子	電話	(0187) 63 - 1111
給 与 所 得 者			(ア)		特別徴収税額 (年税額)	徴収 済月	(イ)	徴収済額	(ウ)	未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収										
フリガナ			ダイセン タロウ		円	6	円	9,000	円	3,000	9	1. 退職(普・障)	1. 特別徴収継続 A 欄へ										
氏 名			大仙 太郎 (旧姓)			月分 から					・	2. 転勤	2. 一 括 徴 収 B 欄へ										
個人番号			1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			2					3	3. 休職	3. 普 通 徴 収 C 欄へ										
生年月日			(S)・H・R 50 年 8 月 31 日			月分 まで					5	4. 長期欠勤											
			(1月1日現在の住所...必ず記入願います)									5. 死亡											
旧 住 所			大仙市大曲栄町13番50号		12,000							6. 会社解散											
			(給与の支払を受けなくなった後の住所)									7. その他											
新 住 所			同上									()											

AまたはBに該当する場合は、未徴収税額(ウ)の徴収方法について記入してください。

A 特別徴収継続		特別徴収義務者指定番号	
		個人番号又は法人番号	
所在地	〒 ー		
名 称			
担当者			電話
上記特別徴収義務者へは 月割額 円 を 月分			
(月 日納期) から徴収するよう連絡済です。			
新受給者番号			

B 一括徴収	
未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。	
一括徴収した	
税額	3,000 円 は、 3 月分
(4 月 12 日納期)	
で納入します。	

C 普通徴収	
未徴収税額(ウ)をご本人が支払います。	
(市役所から退職者 本人宛に税額通知)	

注意 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。